

2023年6月

公益社団法人大分県作業療法協会 御中

「団体生活介護保険」のご提案

～全員加入～



はじめに ～介護と収入減少の問題～

超高齢社会において『介護』は大きな社会問題となっています。しかし介護は高齢者だけの問題ではありません。突然の脳血管疾患や不慮の事故等により要介護状態になる可能性は年齢を問わず誰にでもあり得ます。

もし現役世代の方が要介護状態になった場合、介護にかかる費用負担や家計収入の減少を招きその経済的ダメージは計り知れません。

そこで弊社では、ご本人が要生活介護状態になってしまった場合の見舞金としてご活用いただける**【団体生活介護保険】**の導入をご提案いたします。

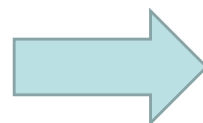
団体の福利厚生制度の更なる充実のため、『在職者ご本人の介護』に焦点をあてた、当制度をご検討の上、ご採用いただきますようお願い申し上げます。

1. 『団体生活介護保険』導入メリット

団 体

生活介護保険金を「構成員に対する団体からの介護見舞金」として活用できます！

保険料負担者：団体



構成員



その他にも...

- 福利厚生部分の費用について、保険を利用することで「**必要経費として予算化**」できます！
- 福利厚生制度を充実させることで団体の魅力が更に増し「**優秀な人材の確保**」につながります！

(注) 告知内容によりご加入できない方が生じる場合や、保険金が支払われない場合があります。詳細については約款をご覧ください。

構 成 員

要介護状態になった場合の経済的リスクに備えることができます！

● 経済的リスク例

介護費用の負担
(一時費用)

介護により仕事ができなくなった
ことによる収入減少

住宅改修費用など
介護環境整備面での負担

2. 『団体生活介護保険』のしくみ

被保険者が次のいずれかに該当した場合に、生活介護保険金を支払います。

- ①公的介護保険制度の**要介護2**以上に該当していると認定されたとき
- ②当社**所定の要生活介護状態**に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断確定されたとき

モデルプラン制度内容

全員加入：介護一時金

- ・保険料は団体負担
 - ・生活介護保険金は全構成員 一律10万円
- * 所定の範囲内で任意に設定

モデルプランイメージ図

全構成員：生活介護保険金一律10万円



3. 保険料試算

●前提条件

◆構成員(2022年10月時点)

人数: 1,131名(男性:500名、女性:631名)

年齢範囲: 22歳~67歳

◆年齢構成

団体人員構成

◆生活介護保険金(全員一律)

10万円(総保険金額: 1億1,310万円)







保険料負担: 貴協会

介護保険金	月払保険料 (概算)	年間保険料 (12ヵ月分)
10万円	20,924円	251,088円

一人あたり...

月払保険料 (概算)	年間保険料 (12ヵ月分)
約19円	約228円

4. 『団体生活介護保険』の取扱い

加入範囲	団体の構成員
加入年齢 (保険年齢)	15歳～70歳 ※場合によっては左記の加入年齢と異なることがあります。
配当金	1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。
同意確認	被保険者となる方に対して、保険加入の同意確認が必要です。
生活介護保険金のお支払事由	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病により次のいずれかに該当したときにお支払いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公的介護保険制度により要介護2以上に認定されたとき 2. 当社所定の要生活介護状態が180日継続したと医師により診断確定されたとき <p>●当社所定の要生活介護状態とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①下記の項目「a」～「e」のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき ②器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>「a」歩行</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>「b」衣服の着脱</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>「c」入浴</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>「d」食物の摂取</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>「e」排泄</p>  </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(注) 告知内容によりご加入できない方が生じる場合や、保険金が支払われない場合があります。詳細については約款をご覧ください。</p>

- ・本資料は、商品・サービスの特長説明を目的として作成されたものであり、保険契約のすべての項目について説明されているものではありません。保険金・給付金等のお支払い等契約の詳細は、約款に記載されております。
- ・また、商品・サービスのご契約の際、ご確認いただく重要事項説明資料には、契約に関する重要事項がまとめられておりますので、あわせてご参照ください。
- ・詳しくは、営業担当者におたずねください。

● ご契約の際には、約款を必ずご覧ください。

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、普通保険約款または特約条項の支払事由を変更することがあります。

※引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などを削減することがあります。

なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により契約者保護の措置が図られることがありますが、支払われる保険金額などが削減されることがあります。

【生命保険募集人について】

弊社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と弊社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。



太陽生命保険株式会社

お取扱いは

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前3-26-23
太陽生命保険株式会社
九州法人営業部
担当：塩塚
TEL (092) 474-5908